

計 画 編

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景と目的

大量生産・大量消費・大量廃棄の経済システムは、多くの資源やエネルギーを消費し、自然環境に大きな負荷を与えるという側面があります。これを取り除くため、社会経済活動のあり方や生活様式を見直し、自然との共生を図りながら、循環型社会を構築することが求められています。

平成21年4月に、国は環境と経済を共に向上・発展させることを目指した「緑の経済と社会の変革」を公表しています。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災やその後の放射性物質による甚大な被害が発生していることを転機として、これまでの原子力発電に大きく依存したエネルギー政策から、新エネルギーによる地域分散型のエネルギー自給率の向上に期待する気運も高まっています。

このような状況を受け、人の健康や生態系に対する安全の確保を前提に、「低炭素」、「循環」、「自然共生」が統合的に達成され、「安全」が確保される社会を目指すべき持続可能な社会の姿と掲げ、国は平成24年4月に「第4次環境基本計画」を策定しています。

また、富山県においても、平成24年3月に「水と緑に恵まれた環境が保全・創造され、人と自然が共生しながら発展する富山」を目標に富山県環境基本計画を策定しています。

このような状況を踏まえ、砺波市は、砺波市環境基本条例に基づき、良好な環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、長期的な展望に立って目指すべき環境像と環境保全に向けた具体的な取組を示す基本方針を定める計画を策定するものです。

砺波市環境基本条例 抜粋

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境と貴重な歴史的文化遺産を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行わなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人と自然とが共生し、資源には限りがあるとの認識の下、環境への負荷が少ない循環を基調とする社会を構築することを目的として、すべての者の積極的な取組によって行わなければならない。

3 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で安全かつ快適な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であることから、すべての事業活動及び日常生活において推進されなければならない。

2 計画の位置づけ

本計画は、砺波市総合計画（第1次総合計画後期計画）において市の将来像として掲げる「庄川と散居に広がる 健康フラワー都市」を実現するため、砺波市環境基本条例に基づき、本市の環境行政の根幹として位置付けます。

砺波市総合計画

（後期計画 平成24年度～平成28年度）

砺波市の将来像

庄川と散居に広がる 健康フラワー都市

基本方針

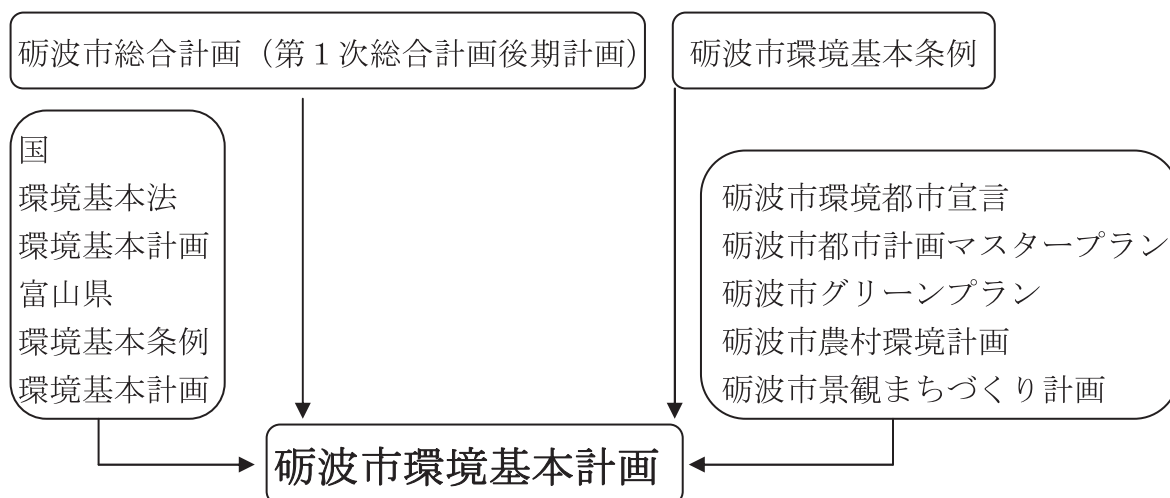
- ① 笑顔があふれる福祉のまちづくり
- ② 「人」と「心」を育むまちづくり
- ③ 庄川と散居に広がる快適なまちづくり
- ④ 魅力ある産業が発展するまちづくり
- ⑤ 市民と行政が協働するまちづくり

本計画は、この基本方針のうち、「庄川と散居に広がる快適なまちづくり」として環境施策を計画するものです。

庄川と散居に広がる快適なまちづくり

市民にとって魅力のあるまちは、快適で安全かつ安心して暮らすことのできるまちです。このため、庄川と散居の美しい自然環境を守るとともに、資源を有効に活用し環境にやさしいまちづくりに努めます。

■計画の位置づけ



3 計画の期間

計画期間は、2014（平成26）年度から目標年次の2023（平成35）年度までの10年間とします。また、社会経済情勢の変化や科学技術の革新、環境問題の変化に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

4 計画の対象地区と対象環境項目

本計画の対象地区は、砺波市内全域とし、対象とする環境項目は、日常生活から地球環境までの広範なものとします。

5 市・市民・事業者及び滞在者の責務

本計画を効果的に推進するためには、市・市民・事業者及び滞在者がそれぞれの立場に応じて相互に協力・連携しながら、それぞれの役割を持続的に果たすことを必要とします。

- 市 総合的施策を策定し、実施する。
- 市民 環境負荷の低減に自ら努め、市の施策に協力する。
- 事業者 環境負荷の低減に自ら努め、市の施策に協力する。
- 滞在者 環境保全に自ら努め、市の施策に協力する。

